

毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合障害者活躍推進計画(第2次)

機関名	毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合
任命権者	毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合管理者
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）
障害者雇用に関する課題	毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合においては、職員総数が20人未満の小規模な機関であり、これまでに障害者に限定した募集・採用は行っていない。職員の高齢化に伴い、中途障害者として身体障害者となる可能性も充分考えられるため、引き続き組織的な体制整備を行う必要がある。
目 標	
採用に関する目標	○障害者雇用の推進に関する理解を促進する。
定着に関する目標	なし
取組内容	
障害者の活躍を推進する体制整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事務局長を障害者雇用推進者として選任する。</li> <li>○ 障害者を採用した場合は、障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障害者である職員の相談窓口を設定し、庁舎内掲示等により周知する。</li> <li>○ 障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。</li> </ul>
障害者の活躍の基本となる職務の設定・創出	○ 障害者の能力や希望を踏まえ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 相談窓口への相談のほか、人事評価面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。</li> <li>○ なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</li> <li>○ 採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。</li> <li>・ 自力で通勤できることといった条件を設定する。</li> <li>・ 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。</li> <li>・ 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。</li> <li>・ 特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。</li> </ul> </li> </ul>
その他	○ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。